

第Ⅳ章 特別支援学校における自立活動の指導

1. 問題

(1) 自立活動の指導における学習指導要領改訂のポイント

平成 28 年 12 月に示された中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について」（中央教育審議会，2016）では、学習指導要領等の改善の方向性の一つとして、自立活動の充実が挙げられた。

自立活動の改訂のポイントとしては、①自立活動の 6 区分のうち、「1 健康の保持」に新たに 1 項目追加したこと、②個別の指導計画の作成と内容の取扱い等に関する手続きを整理する際の配慮事項を充実して示したこと、③特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）（文部科学省，2018a；以下、学習指導要領解説自立活動編）において、自立活動の具体的な指導内容を設定するまでの例を充実して示したこと、の三点があげられる。

(2) 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

自立活動の指導に当たっては、個々の児童生徒の障害の状態や特性及び発達の程度等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとするものとされている。さらに、児童又は生徒の実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討し、これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら、長期的及び短期的な観点から指導目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること等が、個別の指導計画作成の配慮事項として示されている（平成 29 年告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（文部科学省，2018b；以下、小学部・中学部学習指導要領）第 7 章第 3）。

自立活動の指導においては、このような個別の指導計画の作成と内容の取扱い等に関する手続きを整理する際の配慮事項を踏まえて、個別の指導計画を作成することが求められる。

(3) 具体的な指導内容を設定するまでの手続きの例

学習指導要領解説自立活動編において、自立活動の具体的な指導内容を設定するまでの例が充実して示された。自立活動における個々の実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの手続きは、以下のように示されている（文部科学省，2018a）。

- a 個々の児童生徒の実態を的確に把握する。
- b 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題や課題相互の関連を整理する。
- c 個々の実態に即した指導目標を設定する。
- d 小学部・中学部学習指導要領第 7 章第 2 の内容から、個々の児童生徒の指導目標を

達成させるために必要な項目を選定する。

- e 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの中で、指導すべき課題を明確にすることが重要となる。個別の指導計画は、児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。個々の児童生徒にとって必要な指導を系統的に進めるために重要な役割を果たすものであり、自立活動の指導を充実させるためには、実態把握から具体的な指導内容を設定する手続きを踏まえて作成した個別の指導計画に基づいた指導が求められる。

2. 目的

前述したように、自立活動の指導において、実態把握から個々の実態に即した指導目標の設定、具体的な指導内容を設定することが課題とされている。

そこで本報告では、本研究において行われた特別支援学校の小学部及び中学部を対象とした教育課程に関する質問紙調査、特別支援学校の高等部を対象とした質問紙調査、自立活動の指導に係る事例研究から、自立活動に関連する教育課程の編成状況、自立活動の指導の改善・充実に向けた取組について検討する。

3. 研究Ⅰ（調査）

（1）方法

①手続き

手続きは、「第Ⅰ章4. 本報告書の構成（2）研究の方法と結果等を記載した章①調査研究「a. 特別支援学校小・中学部教育課程状況調査（平成30年度）」及び「e. 特別支援学校高等部教育課程状況調査（令和元年度）」に示したとおりである。

②質問項目

自立活動の指導に関連する教育課程の編成・実施状況を把握するため、特別支援学校の小学部及び中学部を対象とした教育課程に関する質問紙調査、特別支援学校の高等部を対象とした質問紙調査のうち、以下の項目について小学部・中学部の調査と高等部の調査を合わせて集計した。

- ・自立活動の時間における指導の設定
- ・自立活動の個別の指導計画の作成において、指導すべき課題を明確にして指導目標及び指導内容を設定するための取組
- ・自立活動の指導の評価方法の工夫
- ・自立活動の指導の改善に向けた取組

(2) 結果

①自立活動の時間における指導の設定

小学部、中学部、高等部の教育課程ごとに、自立活動の時間における指導の設定の有無についての回答結果を示した(表Ⅳ－1)。いずれの学部においても、準ずる教育課程以外では、自立活動の時間における指導を設定していないという回答がみられた。

表Ⅳ－1 自立活動の時間における指導の設定の有無(N=529)

		設定している	設定していない
小学部(準ずる課程)	(n=126)	126	0
小学部(知的)	(n=215)	181	34
小学部(自立活動)	(n=152)	140	12
中学部(準ずる課程)	(n=125)	125	0
中学部(知的)	(n=215)	178	37
中学部(自立活動)	(n=148)	136	12
高等部(準ずる課程:普通科)	(n=146)	146	0
高等部(知的:普通科)	(n=241)	186	55
高等部(自立活動)	(n=167)	157	10

*調査の手続きは「第Ⅰ章4. 本報告書の構成(2)研究方法①調査研究」に示したとおりである。
全体Nは回答のあった学校数、各学部の教育課程ごとの回答数をnで示した。

表Ⅳ－2に自立活動の時間の指導の設定方法についての回答結果を示した。準ずる教育課程と知的障害のある児童生徒を対象とした教育課程については小学部、中学部、高等部ともに、週時程の中で授業の単位時間としての設定が最も多く、小学部の準ずる教育課程が101校、知的障害の教育課程が106校、中学部の準ずる教育課程が106校、知的障害の教育課程が108校、高等部の準ずる教育課程普通科が131校、知的障害の教育課程普通科が132校であった。自立活動を主とする教育課程では、帯時間と週時程の中で授業のコマの両方に自立活動の指導の時間を設定しているのが小学部、中学部、高等部とも最も多かった。

前章の知的障害教育課程の回答で自立活動の単位時間及び単位数が「0」と回答した学校の回答のうち、高等部第1・2・3学年では、『各教科等を合わせた指導の中で行っている』が27校あり、『その他』と回答した学校が7校あり、学校教育全体を通じて行っているという内容であった。

また、小学部・中学部では、質問項目の設定が異なり、自立活動の時間を設けていない理由の記述を求めたところ小学部第3学年で19校の記述のうち16校、小学部第6学年で19校の記述のうち15校、中学部第3学年で28校中23校が『各教科等を合わせた指導の中で行っている、学校教育全体を通じて行っている。』といった内容であった。

表Ⅳ-2 自立活動の時間における指導の設定方法 (N=529)

		帯時間で設定	週時程の中で授業 のコマとして設定	帯時間と週時程 の中で授業のコ マの両方が設定
小学部（準ずる課程）	(n=131)	8	101	22
小学部（知的）	(n=183)	18	106	59
小学部（自立活動）	(n=143)	27	50	66
中学部（準ずる課程）	(n=128)	3	106	19
中学部（知的）	(n=181)	25	108	48
中学部（自立活動）	(n=139)	20	52	67
高等部（準ずる課程：普通科）	(n=146)	9	131	6
高等部（知的：普通科）	(n=186)	21	132	33
高等部（自立活動）	(n=157)	30	54	73

*調査の手続きは「第Ⅰ章 4. 本報告書の構成（2）研究方法①調査研究」に示したとおりである。
全体Nは回答のあった学校数、各学部・教育課程ごとの回答数をnで示した。

②自立活動の個別の指導計画の作成において、指導すべき課題を明確にして指導目標及び指導内容を設定するための取組

表Ⅳ-3に自立活動で指導すべき課題を明確化する手続きの内容についての回答結果を示した。最も多く取り組まれていたのは、「ケース会・集団討議の開催」であり、256校が取り組んでいた。次いで、「個別の指導計画の書式の工夫」で212校、「校内の専門的な知識や技能を有する教員や外部専門家と検討」165校、「研修の実施」159校であった。

学習指導要領改訂で示された「実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの例示」（流れ図）の活用は、87校に留まっていた。

表Ⅳ-3 課題の明確化に関する記述内容 (n=455)（複数回答）

カテゴリー内容	件数
・ ケース会・集団討議の開催（保護者への確認含む）	256
・ 個別の指導計画の書式の工夫	212
・ 自立活動部専任教員や外部専門家と検討	165
・ 研修	159
・ 実態把握シート・課題関連図の作成	146
・ 諸検査やレディネステスト	101
・ 記録や評価方法の工夫	96
・ 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの例示（流れ図）の活用	87
・ 手引きやマニュアル	77

③自立活動の指導の評価方法の工夫

表Ⅳ-4に、自立活動の指導の評価方法の工夫についての回答結果を示した。最も多く取り組まれていたのは、「ケース会や関係する教員間での話し合い」で256校が取り組んで

いた。次いで、「指導目標や指導内容の明確化」で 219 校、「外部専門家や校内の自立活動専任や有資格教員の活用」で 152 校が取り組んでいた。

表Ⅳ-4 指導の評価方法の工夫に関する内容 (n=424) (複数回答)

カテゴリー内容	件数
・ ケース会や関係する教員間での話し合い	256
・ 指導目標や指導内容の明確化	219
・ 外部専門家や校内の自立活動専任や有資格者教員の活用	152
・ 指導記録の活用	122
・ 研修の実施	114
・ 評価項目や評価の観点の明確化	95
・ 記載内容の工夫	83
・ チェックリストや課題関連図の活用	73
・ 諸検査・テストの実施	55
・ 管理職の参画	33

④自立活動の指導の改善に向けた取組

表Ⅳ-5 に、自立活動の指導の改善に向けた取組結果を示した。最も多く取り組まれていたのは、「校内研修会、授業研究会の実施」で 329 校が取り組んでいた。次いで、「指導目標や指導内容、評価等について検討するための会議設定・進め方の工夫」で 258 校、「子供の実態に関する情報の収集・収束方法の工夫」で 249 校が取り組んでいた。

表Ⅳ-5 自立活動の指導の改善に関する取組 (n=394) (複数回答)

項目	回答校数
・ 校内研修会、授業研究会の実施	329
・ 指導目標や指導内容、評価等について検討するための会議設定・進め方の工夫	258
・ 子供の実態に関する情報の収集・収束方法の工夫	249
・ 評価を踏まえて実態や課題、指導目標や内容を見直す手続き	184
・ 児童生徒の実態把握するためのツール作成	143
・ 指導目標・指導内容の系統性を整理した表の作成	126

(3) 考察

中央教育審議会答申（平成 28 年 12 月）で指摘された、自立活動の指導に関する課題について調査した。

自立活動の時間における指導の設定は、準ずる教育課程と自立活動を主とした教育課程でほとんど設定されている一方、知的障害特別支援学校の教科を中心として編成した教育

課程では、自立活動の時間における指導を設定していない学校が2割強みられた。

自立活動の指導は、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとされており、自立活動の指導の時間は適切に設定することが必要である。また、各教科等を合わせた指導の形態で行う場合であっても、個々の児童生徒に必要な自立活動の指導内容について、指導場面を検討した上で、児童生徒の障害特性を踏まえた教育課程編成を行うことが重要になる。

指導すべき課題を明確化する取組は、各学部でケース会や集団討議を行なっているという回答が多かった。今回の学習指導要領改訂で示された「実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの例示」(流れ図)を活用している学校は少なく、今後の活用方法について検討することが必要であると考えられる。

自立活動の指導の評価方法の工夫については、ケース会や関係する教員間での話し合いを行なっているという学校が多かった。体制整備を含めて、外部専門家や校内の自立活動専任や有資格教員の活用を進める工夫が重要になると考えられる。

自立活動の指導の改善に関する取組は、校内研修会や授業研究会の実施が最も多く取り組まれていた。研修に関しては、評価における課題としてもあげられており、評価方法の工夫と同様、校内の自立活動専任や有資格教員の配置、作業療法士(OT: Occupational Therapist)や理学療法士(PT: Physical Therapist)、言語聴覚士(ST: Speech Therapist)等の外部専門家を含めて、他職種との連携・協働体制の整備も課題であると考えられる。

4. 研究Ⅱ（事例研究）

（1）はじめに

研究Ⅰでは、教育課程の編成に係る自立活動の指導の状況を把握した。指導すべき課題を明確にする取組状況を見てみると、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編に例示された、自立活動の具体的な指導内容を設定するまでの例（流れ図）の活用が少なかった。そこで本事例では、自立活動を主とする教育課程を実施する特別支援学校におけるカリキュラム・マネジメントに関する校内研究から、特に先に示した流れ図を活用した自立活動の指導の充実に向けた取組事例を整理する。

（2）方法

教育課程の編成・実施に関して、中央教育審議会（2016）が指摘した課題のうち、自立活動の内容の改善・充実を含めた教育課程の改善を図るため、教育課程改善シートの活用や、自立活動に関する研修等の具体的な取組を進めている G 県立 H 特別支援学校に研究協力を依頼し、教育課程の充実・改善に向けた校内研究の取組に関して聞き取りを行った。本報告では、特に自立活動の内容の改善・充実に向けた内容について報告する。

(3) 結果

①学校の概要

G県立H特別支援学校は、県全域を校区とする肢体不自由児を対象とした特別支援学校である。小学部、中学部、高等部を設置した本校と、三つの分校がある。令和2年度の在籍児童生徒数は、小学部20名、中学部5名、高等部25名である（5月1日時点）。そのうち、重複障害学級に在籍する児童生徒は8割を超えている。

②教育課程の改善に向けた校内研究の取組

学習指導要領改訂の趣旨を踏まえたカリキュラム・マネジメントの取組として、「教育課程編成の手順」や「教育課程PDCA年間の流れ」を作成し、いつ、誰が、何をするのか等、教育課程編成手順や仕組みを見える化している。また、教育課程の類型ごとの課題を意識した指導計画や授業改善が行われているか、PDCAサイクルが適切に回しているか等を問う「教育課程改善シート」を作成し、活用している（第9章資料3参照）。

③自立活動の指導の充実・改善に向けた取組

本校では、平成30年度より学習指導要領の改訂に向け、教育課程や個別の指導計画の様式の改善を検討する中で、「自立活動の指導目標や指導内容の設定についてその手続きや、教科学習との関連性について、校内で十分に理解が進んでいない」という課題が浮かび上がってきた。そこで平成30年12月には教務部と自立活動部の共催で学習指導要領解説自立活動編に示された「実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例（以下、「流れ図」とする）」を基に、実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの手続きを理解するための研修会を実施した。本研修では県外の先進校の様式を参考にしながら、学習指導要領解説自立活動編に例示されている流れ図作成の手続きに関する説明や事例を基に、各クラス一事例ずつ流れ図を作成する演習を行った。

指導すべき課題を明確にする手続きでは、課題関連図（宮尾, 2016）の作成を通して課題間の関連を検討し、中心的な課題を導き出すことで、指導目標を設定した。この研修では「自立活動の指導目標の設定の仕方について理解できた」という肯定的な意見があったものの、年度末の時期を迎え、流れ図作成にかかる時間の確保が難しく、自立活動の指導目標設定に関する取組は次年度の課題として引き継いだ。

令和元年度は、本校と3分校合同で「良い教育課程を作ろうプロジェクト」を計4回開催した。これは新学習指導要領の主旨を踏まえた教育課程改善の本校と3分校の取組がほぼ足並みがそろってきたことから、流れ図や個別の指導計画等の様式や作成手順を共有することで、児童生徒への効果的な指導や学習評価を教育課程の改善に生かすことを目指したものである。それらを本校の教育課程検討委員会（管理職、主幹教諭（教務部長と兼任））、研究部長、自立活動部長、進路部長、学部主事）において、どのように校内で活用していくか議論を深めていった。

令和2年度は、学校経営計画の四つの重点項目の一つとして「自立活動の指導の充実」を掲げ、教科等の目標達成に向け、教科等の指導を後ろ支えする「自立活動」と位置付けた。そこで、「自活の流れ図～教科学習を後ろ支えする自立活動の指導内容の充実を図るために～」(以下、「流れ図研」とする)という研修テーマのもと、教員一人一人が自立活動に関する基礎的な理解を深め、児童生徒の実態により即した指導目標、指導内容を明らかにし、本校の自立活動の指導の充実を図ることを目的として取り組んだ(表Ⅳ-6)。

表Ⅳ-6 研修日程及び研修内容

	日時	内容	備考
①	5/1(金)	●テーマ「流れ図を作成するにあたり押さえておきたいポイントについて」☆対象:ファシリテーター ・指導目標・内容設定の手順と、作成するときに押さえておきたいポイント、ファシリテーターの役割について	・ファシリテーターをどう選ぶかが課題(前年度、異動発表後検討)
②	5/7(木)	●テーマ「流れ図について知ろう」 ・作成のメリット・手順・今後の計画等について、次回の「実態把握」に向けた説明	・6/3の研修では2名の児童生徒の実態把握を出し合う。この2名の実態を、次回までにグループの全員が付箋に5～7枚で書いてくる。
③	6/3(木)	●テーマ:「実態について出し合ってみよう①」 ・全体に説明後、グループで2名の児童生徒の実態について話し合う。(付箋で実態を出し合う→6区分に整理する。一人につき13分)	・6/18の研修では残りの児童生徒の実態把握を出し合う。6/18までにグループの全員が残りの児童生徒の実態を付箋に5～7枚で書いてくる。
④	6/18(木)	●テーマ:「実態について出し合ってみよう②」 ・前回の続き 残りの児童生徒の実態について全員分を仕上げる。(進め方は前回参照、一人につき16分)	・実態について、足りない所は各自で追加しておく。付箋で出てきた実態を様式に打ち込んでおく。(7/2までに)
⑤	7/2(木)	●テーマ:「今の困難性と長期目標について考えよう①」 ・全体に説明後、グループで2名の児童生徒について話し合う。(一人につき15分)	・長期目標は個々で様式に打ち込んでペーパーで持ってくる。
⑥	7/9(木)	●テーマ:「今の困難性と長期目標について考えよう②」 ・前回の続き(進め方は前回参照)	・長期目標は個々で様式に打ち込んでペーパーで持ってくる。
⑦	7/16(木)	●テーマ「ここまでの取組をまとめよう」 ・次回に向けて個人で様式をまとめる。	・実態把握について自活部がコメントを入れているので、表記について確認する。 ・困難性と長期目標についてグループで検討したものを様式に打ち込む。 ・実態カードをすべて切ってカードにしておく。
⑧	7/22(水)	●テーマ「実態カードの仲間分けをしよう・仲間分けしたカードに見出しをつけよう」 ・全体に説明後、個人で作業	・実態の仲間分けをする。 ・仲間分けしたカードの東に見出しをつける(ピンクの付箋で)7/31までに仕上げて自活部に提出
⑨	8/6(火)	Zoomにて特総研講師による講演とグループワーク 「自立活動の指導目標・内容設定について」 「課題関連図の作成のポイントについて」、グループワーク	・関連図を活用して関連性を考えた後、中心課題を見つける。
⑩	8/7(水)	Zoomにて特総研講師による講演とグループワーク 「見つけた中心課題から指導目標・内容、指導場面を考えよう」、グループワーク	・見つけた中心課題から、指導目標・内容を導き出し、指導場面を設定する。 ・流れ図データ打ち込み完了…8/28締切
⑪	10/29(木)	●テーマ「『自立活動について振り返る』『重点目標』『各教科の目標』『自立活動の目標』の関連性について理解を深める」 全体説明	・11/12までに、振り返り用のワークシートに記入しておく。
⑫	11/12(木)	●テーマ「ここまでの自立活動の指導について振り返ろう」 グループワーク(一人につき6分で発表、残り時間は今後の指導について検討)	・記入したワークシートは、研修後自活部に提出

研修を進める上で重要視したのは次の三点である。

一点目は、「時間設定」である。今年度は学校の重点取組項目に位置付けていることもあり、毎週木曜日16時10分からの50分間設定されている校内研修日のうち、1学期中に

8回、2学期中に2回、夏季休業中に2日間の計12回の研修をシリーズとして計画し、研修時間内で講義、作成作業、協議、意見交換等のほぼ全てを行うこととした。このように研修内容や時間設定について工夫を重ねることで全教員が流れ図を作成できたと考えている。

二点目は、「ファシリテーター」の役割を設けたことである。今回、グループの中にファシリテーターを設けたことで、毎回の研修でねらいとしたことを的確にグループ協議の中で伝えてもらい、情報を共有し、合意形成しながら進めることができたと考えている。ファシリテーターは、若手教員からベテラン教員まで年代や経験が異なる教員が担当したが、研修日の前には資料を用いて打ち合わせを行い、ファシリテーターが自らの言葉で語れるように準備をしたことで、話の論点の方向性を示しつつ、グループの中で意見が出やすいようにするなど、円滑に研修を進めることができた。

三点目は、「合意形成」である。本校では、流れ図は、「クラス内で個々の子供たちの指導目標・内容について情報を共有し合意形成しながら設定し、授業を効果的に行うためのツール」という視点を強調した。それぞれの教員が事前に個々で検討してデータを打ち込んでおくなど、個人での作業が必要な場面もあったが、グループ単位で情報を共有しながら合意形成を図っていく過程で、児童生徒に対し適切な指導目標や指導内容を導き出すことができたと考える。アンケートでは、「自分の考え以外にも、たくさんの子供の捉え方があることを学んだ」「多角的な視点で子供の実態を考え意見を出し合える場となった」「悩むこともあったが複数の視点で考えることで段々と整理できた」といった感想が多く見られた。流れ図を書類として一人で作成するのではなく、話し合うツールとして活用し、クラス担任全員が情報共有しながら、子供たちの自立活動の指導を検討していくことが大切だと感じた。

（４）考察と今後の課題

①実態把握について

特別支援学校での勤務年数や肢体不自由校での経験も様々な教員がいる中で、どのようにして同じ視点で「実態把握」を捉え書き示すのか、校内で統一した方向性を打ち出すことが必要であった。学習指導要領解説自立活動編第7章の2に示された、実態把握の考え方を参考に、本研修では、「学習上・生活上の困難の観点から、教科学習の時間や自立活動の時間を問わず、学校に登校してから下校するまでの中で児童生徒について気づいたことを書く」とこととし、表現の仕方については「自分の解釈を入れず、事実をありのまま客観的に書く」「子供の様子が映像として浮かぶように書く」「文章が長くなりすぎない」とした。また、集まった実態を、自立活動の6区分に分ける過程では、学習指導要領自立活動編の51ページ以降、項目ごとに「①この項目について」の欄で説明がなされているが、各項目が意味することについてグループ内で共通認識することは難しかった。そのため、アンケートでは「6区分に整理する段階が難しかった。判断するヒントがもっとほしい」と

いった意見が多く見られた。区分ごとの「①この項目について」を一覧にするなどして、対比しながら読むことで、学習指導要領解説自立活動編のさらなる活用と記載内容の理解が広がると考える。

②課題関連図の作成について

整理された実態を踏まえて「課題を抽出」し、「課題関連図」を作成する過程が一番苦慮した点である。学習指導要領解説自立活動編に「課題を抽出する」と示されているものの、その方法や考え方については詳しく示されておらず、「課題」といった言葉の概念についても、校内の教員間での解釈の違いが生じることが予想された。そこで、本校では「問題点」や「直さないといけない部分」を探すという考え方ではなく、収集した情報を書き出している実態カードから「それらの実態の背景にある要因を探る」とことと共通理解を図り、カード整理法を参考にして児童生徒ごとに集まった実態カードを仲間分けし、仲間分けされたカテゴリーごとに「見出し」をつけることで、「課題の抽出」とした。その際、「課題の抽出」という言葉ではなく、あくまでも全員が同じ見解をもって課題関連図の作成を行うことをねらい、細かく事例をあげながら「実態の仲間分け」、「見出しをつける」などの言葉を用いて取り組んだ。

次に、「見出し」同士の関連性を考えていくために、「課題関連図」を用いた。課題関連図は相関関係や因果関係などを⇄や→などの矢印で表したが、「この矢印の向きでいいのか…」という悩みを抱く教員が多かった。本校では課題関連図については、「この実態（見出しにまとめられた実態）が要因となって、このような実態が起こっている」「このことここは双方向に影響しあっている」など関連性をグループで協議し、「合意して中心課題を導き出すためのもの」と捉えた。さらに本作業で検討していることは、指導を実施する前段階の教師の捉えであることや、唯一絶対の解があるものではないというおさえから、各教員の児童生徒の捉えが「正解」か「不正解」といったことに囚われることなく、まずは関係する教員間で合意形成を図ることを大切にしながら進めたことで、グループ内で活発に意見交換できたと思われる。また、合意形成の過程を記録し、後にそれを参考にして、どのような見解のもとの関連性を考えたのかを、様式上の「矢印の理由」欄に記述することで、作成の過程を引継ぎとして残していくことができた。

③振り返り研修について

2学期が始まり2か月ほど経過した時点で振り返り研修を行った。流れ図を作成したものの、それが実際の指導に繋がらなければ作成した意味はなく、この研修を行うことで、クラスの担任同士がそれぞれの児童生徒の自立活動の指導について振り返り、再度情報を共有する機会とした。また、流れ図を活用して導き出した指導目標や指導内容を実際の授業に効果的に生かしていくには、児童生徒の重点目標や教科等の目標との関連についても

理解する必要があり、他分掌とも連携をしながら教育課程上の自立活動の意義について校内で捉え直す機会となり、教育課程の改善にも繋がったと感じている。

自立活動の指導目標や指導内容は設定して終わるものではなく、設定してからが指導のスタートである。流れ図の作成に取り組んだことで、指導仮説から指導目標を導き出すのに苦慮した教員が多かったこと、自立活動としての指導目標の設定や、教科との関連の理解や実践が不十分であったことなど、見えてきた課題もたくさんあった。今後もさらに日々の授業の中で検証を行いながら引き続き研究を進め、「自立活動の指導の充実」に向け取り組んでいく。

(吉川・北川)

引用文献

- 中央教育審議会 (2016). 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）．<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf>（アクセス日 2020-01-31）
- 宮尾尚樹 (2016). 実態把握から指導目標・内容の設定に至る手続き，古川勝也・一木薫編著，「自立活動の理念と実践」，ジアース教育新社．
- 文部科学省 (2018a). 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（平成 30 年 3 月）．開隆堂出版．
- 文部科学省 (2018b). 特別支援学校幼稚部教育要領小学部・中学部学習指導要領（平成 29 年 4 月告示）．海文堂出版．